

センター婦人がん検診

☎ 保健女性センター 64-8992

と き ○6月9日(水) ○6月28日(月)
13:30~14:15

ところ 保健女性センター

内 容 子宮頸がん・乳がん検診

対 象 30歳以上の女性

受診料 1,100円 (70歳以上の人などは無料)

申し込み 電話で保健女性センターへ

予約してください

※不正出血・子宮筋腫などがある人は医療機関での検診をお勧めします。

児童手当の申請を

☎ 児童福祉課 内線 2328

3歳未満の児童を養育している人で、所得が一定額未満の人は児童手当が受けられます。現在受給していない人は申請してください。

なお、平成11年度の所得限度額は現在決まっていません。申請した人には、新しい所得限度額で審査を行い、手当が受けられるかどうか後日通知します。

＜児童手当支給月額＞

第1・2子 月額 5,000円

第3子以降 月額 1万円

申し込み 印鑑と父親(母子家庭の場合は母親)名義の通帳(郵便局以外)を持参し、児童福祉課へ

※申請日の翌月分から支給します。

家庭介護教室

☎ 保健女性センター 64-8993

上手な介護の仕方を学びませんか。

と き 6月1日(火)・8日(火)・15日(火)・24日(木)、7月6日(火)・13日(火)・21日(水)、8月3日(火) 13:00~15:30

ところ 保健女性センター

内 容 入浴介助、床ずれ予防、歯の衛生などの学習と実習

定 員 30人(先着順) 受講料 無料

申し込み 5月17日から受け付けます。

電話で保健女性センターへ

森林所有者の皆さんへ

☎ 林政課 内線 2571

4月1日から「伐採届出書」の提出先と「森林施業計画書」の認定申請先が変わりました。

◎伐採届出書

提出先 林政課

対 象 保安林と保安施設を除くすべての伐採(主伐・間伐)

提出時期 伐採を開始する日の90日から30日前まで

◎森林施業計画書

認定申請先 林政課(2以上の市町村にわたる場合は知事、2以上の都道府県にわたる場合は農林水産大臣)

認定申請時期 計画時期の20日前まで

※詳しくは林政課または富士農林事務所森林整備課(☎65-2202)へ。

高齢者すこやか教室

☎ 保健女性センター 64-8994

と き 6月4日(金) 13:15~16:00

ところ 保健女性センター

内 容 高齢者向けの食事づくりと講話

対 象 ボランティアで高齢者対象の食事サービスを行っている人

定 員 30人(先着順)

受講料 200円(材料費)

持ち物 エプロン、三角巾、ふきんなど

申し込み 5月20日~28日に電話で保健女性センターへ

5月は消費者月間

☎ 消費生活センター 64-8996

5月30日の「消費者の日」にちなみ、5月を消費者月間としています。個性豊かな消費生活を目指し、ゆとりある社会を実現しましょう。

困ったときはまず電話

ご存じですか?消費生活相談

消費生活に関する相談や苦情などについて、専門相談員が解決のためのお手伝いをします。勧誘を受けて迷ったときや、契約をして困ったときは、できるだけ早く相談してください。

《消費生活相談》

と き 月~金曜日 9:00~16:00

ところ 消費生活センター(保健女性センター2階)

5月の教育委員会会議

5月定例会を次のように開催します

と き 5月20日(木) 13:00~

ところ 市役所8階政策会議室

☎ 教育委員会管理課 内線 2738

～日曜納税相談～

と き 5月23日(日) 9:00~16:00 ところ 市役所3階

★収 税 課...市・県民税、固定資産税の納付について

★国民健康保険課...国民健康保険税の納付について

問い合わせ 収税課 内線2365、国民健康保険課 内線2343

環境シリーズ No.13

光化学オキシダントにご注意を

●5月~9月は光化学オキシダント監視強化月間

光化学オキシダントは、煙突からの煙や自動車の排気ガスに含まれる物質が太陽の光を受け、光化学反応によって発生します。人への影響としては、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりします。また、農作物などに被害を与えることもあります。

光化学オキシダントは、一年じゅう発生していますが、光の量が多く気温

の高い5月~9月は濃度が高くなります。特に、日差しがあり、風が弱く、遠くを見ると白くかすんでいるような日に濃度が高くなります。

●予報・注意報にご注意を

光化学オキシダント予報や注意報は、県内の19地区別に基準値を超えると発令されますが、富士市、富士宮市、芝川町で一つの地区になっています。

予報が発令されると、学校・幼稚園、施設などへ電話で連絡し、注意を促します。さらに、注意報が発令された場合は、市民の皆さんにも広報無線で注意を呼びかけます。また、市内39事業所にボイラーなどの燃料使用量を2割

減らす協力をしていただきます。

●注意報などが発令されたら、次のことに注意しましょう。

◎目やのどに刺激を感じたときは、洗眼やうがいなどをしてください。

◎屋外での活動は控えてください。

◎自動車の運転は自粛してください。

◎農作物や動物に異常を認めたときは、農政課、林政課またはみどりの課へ連絡してください。

★人体に異常を感じたときは、保健女性センター(☎64-8991)または環境保全課、富士保健所(☎65-2206)へ連絡してください。

問い合わせ 環境保全課 内線2074